

## 11 障害者控除に係る「認定書」の交付事務について

障害者控除に関しては、所得税法施行令及び地方税法施行令の規定により、身体障害者手帳の交付を受けている者等のほか、身体障害者に準ずる者等として市町村長の「認定書」の交付を受けた者についても対象とされている。

昨今、当該認定書の交付の取扱いに関して、疑義が寄せられることがあることから、平成 14 年にお示ししている取扱いに係る考え方について、再度周知することとする。

各市町村において、当該事務連絡の内容を踏まえた取扱いがなされるよう、御配慮いただきたい。

(参考) 高齢者の所得税、地方税上の障害者控除の取扱いについて (平成 14 年 8 月 1 日付け厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課・老健局総務課事務連絡)

<https://www.mhlw.go.jp/topics/kaigo/kaigi/020904/2-3.html#betushi>

## 12 令和元年地方からの提案に関する対応方針について

地方分権改革については、地方の声を踏まえつつ改革を推進していくことを目的に、2014 年度より地方公共団体等からの「提案募集方式」を導入されており、地方から提案のあった事務・権限の移譲、義務付け・枠付けの見直し等を推進している。

今般、「令和元年の地方からの提案等に関する対応方針」(令和元年 12 月 23 日閣議決定) がとりまとめられた。障害保健福祉関係の内容は別添資料のとおりであるので、御了知いただきたい。

このうち、「矯正施設の長からの都道府県知事及び指定都市市長に対する通報について」に関しては、以下のとおり対応しているので、御了知いただきたい。

< 矯正施設の長からの都道府県知事及び指定都市市長に対する通報について >

- ・ 精神保健福祉法第 26 条に基づく通報の対象者について、本年 2 月 27 日付け事務連絡により周知している。
- ・ 同通報に基づく事前調査の結果、措置診察不要となった場合の矯正施設宛での連絡については、文書による通知である必要はなく、電話等適宜の方法による連絡で差し支えないことを法務省から矯正施設に周知している。